

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	日立市 令和 5 年度～令和 7 年度

## 日立市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 日立市 産業経済部 農林水産課  
所在地 茨城県日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号  
電話番号 0294-22-3111  
F A X 番号 0294-24-1713  
メールアドレス nourinl@city.hitachi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヒヨドリ、カラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ニホンジカ、カルガモ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	日立市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	0.4 千円 (0.035a)
	イモ類	0.2 千円 (0.0025a)
ヒヨドリ	—	—
カラス	—	—
ハクビシン	果樹	3.7 千円 (0.0575a)
タヌキ	—	—
アライグマ	—	—
ニホンジカ	—	—
カルガモ	稲	2.6 千円 (0.225a)
その他（ウサギ）	野菜	14.3 千円 (0.12a)
	合計	21.2 千円 (0.44a)

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシによる農林作物被害については、実施隊による捕獲活動の実施や耕作地への電気柵等の設置が進んだことなどにより減少しているものの依然として対策が必要な状況は継続している。

ハクビシンについては、市街地における野菜や果樹園等の被害があり、住宅の屋根裏に侵入するなど生活環境被害も発生している。

タヌキ、アライグマについては、被害報告はないもの目撃や捕獲情報が増えつつあり、農作物への被害が発生する恐れがある。

また、ニホンジカについては当市及び周辺地域での目撃情報があることから、農作物や林産物への被害が懸念されている。

カルガモについては田植え時期の水稲の被害がある。

ウサギについては、露地野菜への食害の傾向にある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	21.2 千円	21.2 千円
被害面積	0.44a	0.44a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害対策実施隊による銃及びわなでの一斉捕獲を実施している。 捕獲鳥獣は焼却処分している。	実施隊編成員の高齢化による捕獲率の低下。新たな実施隊員の確保と育成が急務。
防護柵の設置等に関する取組	個々の農家が防護柵等の防除を実施し、イノシシ、カラス、ヒヨドリの侵入を防いでいる。	防護柵設置が個別設置のため、未設置近接箇所に被害が生じる。 地域ぐるみの対策（共同取組）が必要。
生息環境管理その他の取組	市報や市ホームページを活用し、イノシシに遭遇した際の注意喚起等を周知している。 鳥獣被害対策として、施設整備事業補助金交付制度を実施している。	野菜残渣や放置果樹によるイノシシの好む環境を排除するなど指導する必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

- ・イノシシやハクビシンに加え、タヌキやアライグマの有害捕獲を実施する。
- ・イノシシ被害や出没に関する情報に対し、迅速な現場確認と対策の指導を行う。
- ・農作物被害を未然に防止するため、各種補助制度を活用し、耕作者個人に対しては有害鳥獣の侵入防止対策（柵の設置）を、地域に対しては共同での有害鳥獣の侵入防止対策（柵の設置）及び緩衝帯設置の促進を図る。
- ・住宅地や市街地にイノシシが出没しているため、市報などの広報媒体を活用し、「近づかない」「刺激しない」「餌をあげない」こと等を周知することで、市民の安全を確保する。
- ・実施隊員の高齢化が顕在化しているため、若返りを図り捕獲数の増加に努める。
- ・市街地へのイノシシの定着を未然に防ぐため、生息しにくい環境整備や野菜残渣及び放置果樹の防止を指導する。
- ・ニホンジカ定着を防止するための駆除を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会日立支部会員により編成された日立市鳥獣被害対策実施隊（隊長：猟友会日立支部長）に捕獲を依頼し、銃、くくりわな及び、箱わなによる捕獲を実施する。

また、実施隊を含めた関係機関により被害、出没及び捕獲等の情報共有を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ヒヨドリ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ ニホンジカ カルガモ	捕獲機材（くくりわな等）の増強と併せてわな免許取得者の増加を図り、担い手の育成と確保に取り組む。
令和6年度	イノシシ ヒヨドリ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ ニホンジカ カルガモ	捕獲機材（くくりわな等）の増強と併せてわな免許取得者の増加を図り、担い手の育成と確保に取り組む。
令和7年度	イノシシ ヒヨドリ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ ニホンジカ カルガモ	捕獲機材（くくりわな等）の増強と併せてわな免許取得者の増加を図り、担い手の育成と確保に取り組む。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方		
<p>捕獲計画数は直近の被害発生や捕獲実績を参考に設定する。 また、茨城県イノシシ管理計画に基づき適切な個体数調整を行う。 タヌキ及びアライグマについては、農地周辺での目撃数が増加していることから、捕獲計画の対象とし、駆除を実施する。</p> <p>【被害状況（令和3年度）】</p>		
鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	0.4 千円 (0.035a)
	イモ類	0.2 千円 (0.0025a)

ヒヨドリ	—	—
カラス	—	—
ハクビシン	果樹	3.7 千円 (0.0575a)
タヌキ	—	—
アライグマ	—	—
ニホンジカ	—	—
カルガモ	稲	2.6 千円 (0.225a)
その他 (ウサギ)	野菜	14.3 千円 (0.12a)
	合 計	21.2 千円 (0.44a)

【捕獲実績】

獣種	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	612頭	580頭	289頭
ヒヨドリ	82羽	104羽	149羽
カラス	13羽	61羽	58羽
ハクビシン	—	67頭	90頭
タヌキ	—	—	114頭
アライグマ	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—
カルガモ	—	—	—

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	200頭	250頭	250頭
ヒヨドリ	300羽	300羽	300羽
カラス	70羽	70羽	70羽
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
タヌキ	150頭	150頭	150頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
カルガモ	20羽	20羽	20羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲手段 : 銃及びわな (くくりわな、箱わな)
実施予定期間 : 通年 (被害発生状況により実施)
捕獲予定場所 : 市内全域

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>実施隊は、4月から11月の猟期外の期間にイノシシの有害捕獲を目的とした巻き狩りを実施しているが、市としては特にライフル銃の使用を制限していない。</p> <p>ライフル銃は、ライフル銃以外の銃に比べ、銃弾の直線性が優れ命中精度が高いメリットがあることから、実施隊では、巻き狩りにおいて、射手の待ち伏せ位置からイノシシまでの距離が長い場所にライフル銃所持隊員を配置している。</p> <p>また、ライフル銃、ライフル銃以外の銃のいずれであっても、銃器の使用方法を誤ると大きな事故につながることから、朝礼時の安全確認や、射手の位置は必ずバックストップのある場所を選定する等を徹底し、事故のないよう慎重に活動を行っている。</p> <p>なお、巻き狩りは、本市の山間部（十王町高原地区、十王町黒坂地区、中里地区）において、事前に見切りを行い入山者等の有無を確認するなど、安全を最優先に行っている。</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
日立市全域	イノシシ、ヒヨドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ニホンジカ、カルガモを含む鳥獣 21 種について、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ	金属網2,000m 電気柵1,000m	金属網2,000m 電気柵1,000m	金属網2,000m 電気柵1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ヒヨドリ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ カルガモ	侵入防止柵について、設置後の適正な維持や管理を指導する。	侵入防止柵について、設置後の適正な維持や管理を指導する。	侵入防止柵について、設置後の適正な維持や管理を指導する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	イノシシ ヒヨドリ カラス ハクビシン タヌキ アライグマ カルガモ	環境整備や野菜残渣、放置果樹の除去や侵入防止柵の設置推進について市報等を通じて周知する。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

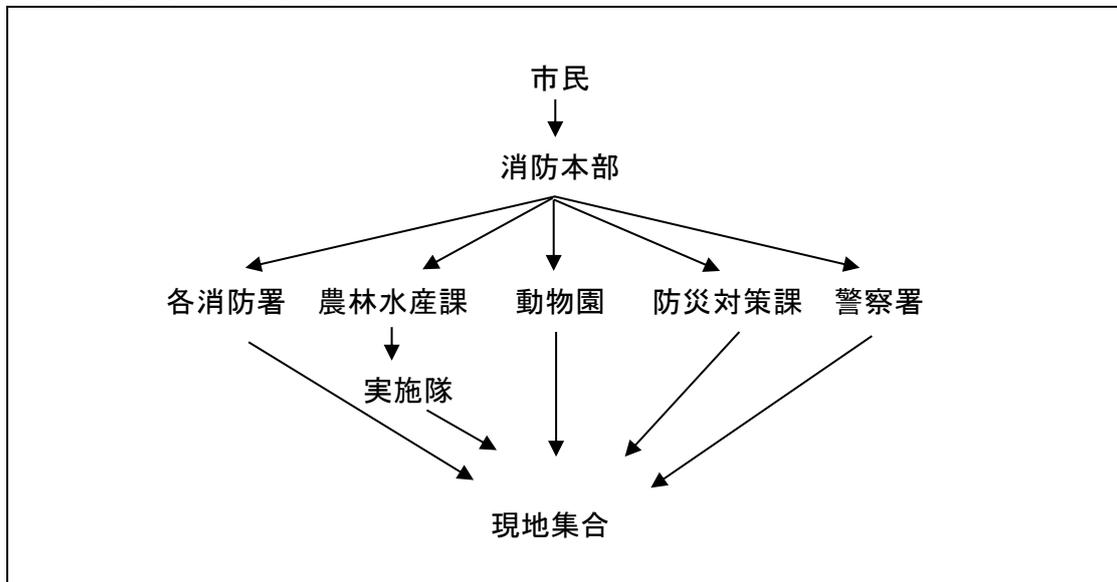
関係機関等の名称	役割
消防本部	緊急時：被害通報受付
各消防署	緊急時：イノシシ等の出没対応（追い払い等）
農林水産課	緊急時：イノシシ等の出没対応（追い払い等） 実施隊への連絡 平常時：被害通報受付、実施隊への連絡
鳥獣被害対策実施隊	緊急時：イノシシ等の出没対応（追い払い等） 平常時：イノシシ等の被害対応（わな設置等）
かみね動物園	緊急時：イノシシ等の出没対応（追い払い等）
防災対策課	緊急時：イノシシ等の出没対応（追い払い等）
日立警察署	緊急時：イノシシ等の出没対応（追い払い等）

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

持ち帰り、焼却等の処理をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処

理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	原発事故による放射能汚染の影響で、食用利用が困難である。
ペットフード	原発事故による放射能汚染の影響で、食用利用が困難である。
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし
------

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし
------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日立市有害鳥獣対策連絡会議
構成機関の名称	役割
日立市産業経済部農林水産課	事業総括、鳥獣保護管理、防除技術指導、被害調査
鳥獣保護管理員	有害鳥獣に関する指導・助言
日立警察署生活安全課	事故防止指導
常陸農業協同組合高萩営農経済センター	防除技術指導
日立市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲実施・情報提供
茨城県県北農林事務所企画調整部門	有害鳥獣に関する情報提供
茨城県県北県民センター環境	鳥獣保護に関する助言

・保安課	
農業者代表	有害鳥獣に関する情報提供

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城県農林水産部農地局 農村計画課	鳥獣被害対策アドバイス
常陸太田市、高萩市	有害鳥獣の情報交換及び連携

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

隊員 22 名 令和 4 年 4 月 1 日時点
--------------------------

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし
------

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
------

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。